

所得 税 の 確 定 申 告

申告書の作成

● 国税庁ホームページ（下記）をご覧ください

確定申告書等作成コーナーの画面案内に従って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書を作成することができます。

HP <https://www.nta.go.jp/>

● 確定申告書の提出方法

▶ e-Tax^{インターネット}を利用して送信 ▶ 税務署へ郵便・信書便で提出

マイナンバーの記入について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、税務署へ提出する申告書や申請書等には、マイナンバーの記入と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

申告相談

期間 2月16日(火)～3月15日(月) ※(出)・(日)・(祝)を除く

時間 午前9時15分～午後5時 ※受け付けは、午前8時30分～午後4時

混雑緩和のため、入場するには「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配付するほか、LINEの国税庁公式アカウントで事前に入手できます

▶ 公的年金を受給されている方は、上記相談期間前でも相談を受け付けます

▶ 申告義務のない方が行う還付申告^{*}は、5年間提出することができます
^{*}年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄付金控除により還付を受ける方等が該当します

● 閉庁日の申告書作成

期日 2月21日・28日(日)

時間 午前9時15分～午後5時

※受け付けは、午前8時30分～午後4時

会場 王子税務署（北区王子3-22-15）

※荒川税務署では手続きを行っていません

税目 所得税・復興特別所得税、個人事業者の消費税・地方消費税、贈与税

内容 申告相談、申告用紙の配付、申告書の受け付け



納税もお忘れなく

現金で納付する場合は、申告書の提出期限が納期限です。現金に納付書を添えて金融機関や税務署で納付してください。

問合せ 荒川税務署 ☎ (3893) 0151

個人事業税の申告

都内に事業所・事務所があり、法律で定められた事業を行う個人に課税されます。なお、所得税の確定申告をすれば、個人事業税の申告は不要です。

問合せ 荒川都税事務所 ☎ (3802) 8111

特別区民税・都民税(普通徴収分)、軽自動車税 の納付は クレジットカードが利用できます

利用にあたり、別途手数料がかかります。また、納付方法によって上限金額が異なります。詳細は、荒川区ホームページ（右の二次元バーコード）をご覧ください。



問合せ 税務課税務係 ☎内線2327



ネットdeモバイルレジ

パソコン・スマートフォンから専用サイト（左の二次元バーコード）にアクセスし、納付書に記載されている情報とクレジットカード情報を入力することで納付できます。令和2年5月11日以降発行の納付書が利用できます。

モバイルレジクレジット

専用アプリ「モバイルレジ」（右の二次元バーコード）から、納付書のバーコードをスマートフォンで撮影し、クレジットカード情報を入力することで納付できます。バーコードがない納付書は利用できません。



Yahoo! 公金支払い

専用サイトにアクセスし、利用できます。納付ができる最終日は、3月30日です。



手話を始めてみませんか



手話体験会

あいさつ等、役立つ手話をWeb会議システムを利用して体験しましょう。

期日 2月20日(出)

時間 午前10時30分～11時30分

対象 区内在住・在勤・在学の中学3年生以上で、Web会議ができる環境の方

定員 5人(抽選) **締切り** 2月12日(金)必着

登録手話通訳者審査会

期日 3月27日(出) **時間** 午後2時～5時

場所 アクロスあらかわ1階多目的室

対象 区内在住・在勤・在学の20歳以上で、手話技術を習得しており（手話講習会通訳養成クラス・上級クラス修了者を含む）、区内で活動ができる方
 ※手話通訳活動は報酬あり

締切り 3月12日(金)必着

申込み・問合せ

はがき・ファクス・電子メールで、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・ファクス番号・手話経歴を、〒116-0003荒川区南千住1-13-20荒川区社会福祉協議会へ
 ☎ (3802) 3338
 FAX (3802) 3831
 ✉ shuwakoushuu@arakawa-shakyo.or.jp